# 規制の事後評価書

法 令 の 名 称: 中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令

規制の名称:地方公共団体に対する員外貸付制限の見直し

規制導入時の区分:□新設 □拡充 ■緩和 □廃止

担 当 部 局:金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期:令和7年6月30日

### 1 事後評価結果の概要

#### <規制の内容>

改正以前、信用協同組合と地方公共団体の間では連携協定の締結等、地域活性化に向けた関係強化が成されていたが、地方公共団体向け貸付けへの量的制限により、適時での貸付けが不可能となる等、両者間の連携強化の障害となるおそれがあった。

そこで、地方公共団体について、信用協同組合が定款で定める地区の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする地方公共団体と地域活性化に資するために連携協定の締結を行っている場合に限り、信用協同組合における員外貸付の量的制限の枠外とする改正を行った。

#### <今後の対応>

■そのまま継続 □拡充して継続 □緩和して継続 □廃止

### <課題の解消・予防の概況>

- ■おおむね想定どおり
- □想定を下回るが、対応の変更は不要
- □想定を下回り、対応の変更が必要
- □想定を設定していないが、対応の変更は不要
- □想定を設定していないが、対応の変更が必要
- ※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

#### <遵守費用の概況(新設・拡充のみ)>

- □おおむね想定どおり
- □想定を上回るが、対応の変更は不要
- □想定を上回り、対応の変更が必要
- □想定を設定していないが、対応の変更は不要
- □想定を設定していないが、対応の変更が必要
- ※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

#### く行政費用の概況>

- ■おおむね想定どおり
- □想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要
□想定を設定していないが、対応の変更は不要
□想定を設定していないが、対応の変更が必要
※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載
<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況(緩和・廃止のみ)>
□おおむね想定どおり
□想定を上回るが、対応の変更は不要
□想定を上回り、対応の変更が必要
■想定を設定していないが、対応の変更は不要
□想定を設定していないが、対応の変更が必要
※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

# 2 事前評価時の予測との比較

# <効果(課題の解消・予防)>

		算出方法と数値
	事前評価時	一部地方公共団体に対する貸付けが員外貸付の量的制限から除外されること
		で、信用協同組合が地方公共団体の資金需要に応えることが可能となると考え
地方公共団体の資金		られていた。
地方公共団体の資金・需要への対応	事後評価時	事前評価時に見込んだとおり、信用協同組合による地方公共団体向け貸付け
		への量的制限による、両者間の連携強化の障害が除外されたことにより、一部
		地方公共団体の資金需要に対して、信用協同組合が適時に応えることが可能と
		なっていると考えられる。

# <負担>

■遵守費用 (新設・拡充のみ)

	算出方法と数値
事前評価時	_
事後評価時	

### ■行政費用

		算出方法と数値
検査・監督費用	事前評価時	当該緩和を行うことにより、地方公共団体向け貸付けが増加し、そのリ
		スク管理の状況等をモニタリングする必要が生じると考えられるが、信用
		協同組合のリスク管理等については、これまでも行政によるモニタリング
		が行われており、新規の業務が発生するものではないことから、追加で過
		大な行政費用が発生することは見込まれないと考えられていた。
	事後評価時	事前評価時以降、モニタリング等の実施状況に変更はなく、過大な行政
		費用は発生していない。また、想定していなかった新たな事務負担等は発
		生していない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担(緩和・廃止のみ)

	算出方法と数値
事前評価時	_
事後評価時	_

■その他の負担

### 3 考察

規制の見直しにより過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ信用協同組合と地方公共団体の間の関係強化に関する効果は発現していると考えられる。

また、事前評価時において規制緩和・廃止により顕在化する負担は特段の想定を設定していなかったが、施 行後の現在においても、これを覆すべき特段の事情の変化は見られないことから、対応の変更は不要と考える。 以上を踏まえ、引き続き、地域の課題やそれを取り巻く社会経済情勢等の変化による影響などを注視しつつ、 今後も必要に応じて見直しを検討していく。